

## THFA 第 26 回東北女子フットサル選手権大会 兼

### JFA 第 16 回全日本女子フットサル選手権大会秋田県大会実施要項

#### 1 名 称

THFA 第 26 回東北女子フットサル選手権大会兼 JFA 第 16 回全日本女子フットサル選手権大会秋田県大会

#### 2 主 催

一般社団法人秋田県サッカー協会

#### 3 主 管

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会、秋田県フットサル連盟

#### 4 日 程

<開催日> 令和元年 6 月 8 日 (土)

<会 場> 美郷総合体育館リリオス (Tel 0187-86-8300) 美郷町飯詰字糠淵 18-1

#### 5 参加資格

##### (1) フットサルチームの場合

- ① 公益財団法人日本サッカー協会 (以下、「JFA」という。) に「フットサル 1 種」、「フットサル 2 種」または「フットサル 3 種」の種別で加盟登録した単独のチームであること。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きに参加させることができる。なお、適用対象外となる選手の年齢は、「フットサル 1 種」チームは、「フットサル 2 種」、「フットサル 3 種」とし、「フットサル 1 種」の選手は適用対象外となる。「フットサル 2 種」チームは、「フットサル 3 種」のみとし、「フットサル 2 種」年代およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
- ② 前項のチームに所属する 2007 年 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。

##### (2) サッカーチームの場合

- ① JFA に「2 種」、「3 種」または「女子」の種別で加盟登録した単独のチームであること。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「2 種」、「女子」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は「3 種」年代のみとし、「2 種」年代およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
- ② 前項のチームに所属する 2000 年 4 月 2 日以降、2007 年 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。女子に限る。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。

- (3) 都道府県大会、地域大会を通して、選手は、他のチームで参加していないこと。所属するチームが複数のチームで参加する場合、またはサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合を含む。

## 6 参加チーム

参加チームは、参加の意向を示した4チームとする。

## 7 大会形式

(1) 4チームによる総当たりリーグ戦で行う。

順位は、グループ内の勝点合計の多いチームを上位とする。勝点は、勝ち3、引分け1、負け0とする。ただし、勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。

- ① 当該チーム内の対戦成績
- ② 当該チーム内の得失点差
- ③ 当該チーム内の総得点数
- ④ グループ内での総得失点差
- ⑤ グループ内での総得点数
- ⑥ 下記に基づくポイント合計がより少ないチーム
  - (ア) 警告1回 1ポイント
  - (イ) 警告2回による退場1回 3ポイント
  - (ウ) 退場1回 3ポイント
  - (エ) 警告1回に続く退場1回 4ポイント
- ⑦ 抽選

## 8 競技規則

大会実施年度の「フットサル競技規則」による。

## 9 競技会規定

以下の項目については、本大会の規定を定める。

(1) ピッチ

大きさ：原則として40m×20mとする。

(2) ボール

試合球：モルテン製ヴァンタッジオ4000 フットサル(F9V4001)4号ボール

(3) 競技者の数

競技者の数：5名

交代要員の数：9名以内

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内

(4) チーム役員の数

3名以内（うち女子役員1名）

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム：

(ア) JFAのユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。

(イ) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ストッキング）を参加申込書に記載し、各試合には

正副ともに必ず携行すること。

(ウ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

(エ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。

(オ) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(カ) 選手番号については 1 から 99 までの整数とし、0 は認めない。1 番はゴールキーパーが付けることとする。必ず、本大会の参加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。

(キ) ユニフォームへの広告表示については、JFA の承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担すること。

(ク) その他のユニフォームに関する事項については、JFA のユニフォーム規程に則る。

② 靴：キャンバス、または柔らかい革靴製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシューズ、または体育館用シューズタイプのもの。(スパイクシューズおよび靴底が着色されたものは使用できない。)

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。

#### (6) 試合時間

全試合、20 分間（前後半各 10 分間）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは 5 分間とする。（前半終了から後半開始まで）

### 10 懲 罰

(1) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。

(2) 本大会期間中に警告の累積が 2 回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の 1 試合に出場できない。

(3) 前項により出場停止処分を受けたとき、警告の累積が 1 回るとき、または本大会の終了のときに、警告の累積は消滅する。

(4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、東北大会に出場する選手にあっては、その大会において、東北大会に出場しない選手にあっては、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。

(5) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の規律・フェアプレー委員会が決定する。

### 11 参加申込

- (1) 1チームあたり 26 名（選手 20 名、役員 6 名）を上限とする。
- (2) 参加チームは、大会登録票（参加申込書）を次の申込先に E-mail にて提出すること。

＜申込先＞

一般社団法人秋田県サッカー協会 フットサル委員長 夏井 浩

E-mail koki1103@cj8.so-net.ne.jp

- (3) チーム名は短縮語を除き、日本語で標記しなければならない。
- (4) 申込締切日：令和元年 5 月 31 日（金）必着
- (5) 前項の申込締切日以降の参加申込内容の変更は認めない。

## 12 選手証

各チームの登録選手は、原則として JFA 発行の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。

※選手証とは、JFA の WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。

## 13 組み合わせ

一般社団法人秋田県サッカー協会において抽選を行い決定する。

## 14 参加料

1 チーム 20,000 円とし、大会当日に会場本部に持参すること。

## 15 表彰

優勝および準優勝のチームに表彰状を授与するとともに、THFA 第 26 回東北女子フットサル選手権大会兼 JFA 第 16 回全日本女子フットサル選手権大会東北大会（令和元年 8 月 24 日（土）～25 日（日）、本宮市総合体育館／福島県で開催）への参加資格を与える。

## 16 代表者会議、マッチコーディネーションミーティング(MCM)

代表者会議は開催しない。両チームの代表者、審判員とのマッチコーディネーションミーティング(MCM)を試合開始の 70 分前に会議室で行うので、ユニフォームの正副 (FP、GK)、ピブス、選手証を必ず持参すること。なお、大会初日の最初の試合の MCM 開始時間は、9 時とする。

## 17 傷害補償

チームの責任において傷害保険に加入すること。

## 18 負傷対応

選手の怪我等については、各チームの責任で対応すること。協会は一切の責任を負わない。

## 19 その他

- (1) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由のあるチームは 0 対 5 またはその時点のスコアがそれ以上あればそのスコアで敗戦したものとみなす。
- (2) 施設の損壊については、不可抗力による場合のみ協会に対応するが、これ以外は当事者の責任において対応すること。

(3) タバコは、所定の場所で吸うこと。

(4) ゴミ・空缶類は、所定の場所へ捨てること。

20 問い合わせ先

一般社団法人秋田県サッカー協会フットサル委員会 夏井

TEL 090-6782-9155 (携帯)

FAX 018-896-5665

e-mail koki1103@cj8.so-net.ne.jp